

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 株式会社三邦工務店
住所： 千葉県市川市若宮一丁目17番5号
2. 指名停止措置期間： 自 令和4年4月18日 1ヵ月
至 令和4年5月17日

3. 事実概要

当該業者の代表取締役は、平成30年11月3日、千葉県市川市の当該業者資材置場において、当該業者の業務に関し、法定の除外事由がないにもかかわらず、廃棄物である木材及び事務椅子合計約161キログラムを焼却した。

この件について、同社及び同社代表取締役は、令和2年1月14日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564